

## 第9回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年12月10日(木) 午後3時05分			
開催場所	湯梨浜町役場 講堂			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 藤田 晋也			
提案議案	第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第37号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第39号議案 非農地の現況証明について 第40号議案 農用地利用集積計画の決定について 第41号議案 令和3年農業労働賃金等標準額の決定について			
報告事項	第1号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局  会長 議長	<p>ただ今から、令和 2 年度 第 9 回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は、12 人です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>それでは進行致します。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせていただきます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に会期の決定についてを議題と致します。お諮りを致します。令和 2 年度第 9 回農業委員会定例総会の会期は、令和 2 年 12 月 10 日本日 1 日限りと致しますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本日の総会の会期は本日 1 日と致します。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長が指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には 1 番の山下和子委員、そして 2 番の蔵本孝広委員の両名を指名させていただきます。宜しくお祈りを致します。なお会議書記におきましては、藤井事務局長及び藤田副主幹の方へお祈りを致します。</p>
3 報告事項 第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について	(議長)  事務局	<p>次に日程 3 番、報告事項に入ります。報告事項第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」を報告して頂きます。それでは説明してください。</p> <p>報告事項 第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、その状況を報告</p>

<p>4 議事 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長  (議長)  事務局</p>	<p>するものでございます。 (資料は 2-1 頁) 番号 1 届出人 はわい長瀬●●。土地の所在 はわい長瀬——、地目 畑、面積は 1,420 m<sup>2</sup>。転用面積が 60 m<sup>2</sup>でございます。駐車場を整備するものであります。経営耕地面積 64 アール。次の頁 2-1 に航空写真による位置図をつけております。駐車場として整備を行うのは青色で示している場所、北側の方になるんですけども。それから、別冊の資料 1 の方なんですけれども、1 頁目が公図。こちらの公図には赤色で斜線を引いておりますけども。場所がそう云う事で。そして 2 頁目が整備計画の詳細図面を載せております。 報告は以上であります。 はい。説明が終わりました。これは事務局の処理報告であります。何か皆さんの方からお尋ねがございましたら、挙手の上、発言してください。どうぞ。 無い様でございますので、それでは以上で報告事項を終わります。 続きまして日程 4、議事に入ります。議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明をしてください。 議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 番号 1 譲受人は、引地●●、譲渡人は、引地●●。土地の所在は記載の大字引地の 3 筆でございます。面積が合計 1,086 m<sup>2</sup>。地目は記載のとおりで、何れも地目は現況が畑で、利用状況も畑であります。権利取得後の経営面積は 300 アールで、売買による所有権移転であります。 番号 2 譲受人は、野花●●、譲渡人は、野花●●。土地の所在 大字野花——。地目は台帳畑、現況畑、利用状況は樹園地でございます。面積は 351 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積 115 アールで、贈与による所有権移転です。 番号 3 譲受人は、はわい長瀬●●、譲渡人は、大阪市此花区●●。土地の所在 はわい長瀬——。地目は台帳畑、現況畑、利用状況畑でございます。面積は 46 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 32 アールで、贈与による所有権移転です。 番号 4 譲受人は、野花●●、譲渡人は、野花●●。土地の所在 大字野花——。地目は台帳</p>
---	--------------------------------------	---

<p>議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長   (議長) 事務局</p>	<p>畑、現況畑、利用状況は樹園地。面積は 93 ㎡。権利取得後の経営面積は 267 アールで、贈与による所有権移転でございます。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。それでは番号 1 番から 4 番までの説明を、以上で終わります。それではただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑は無い様でございます。それでは質疑を無しと認め、質疑を終結し、これより採決を行います。議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について、原案のとおり可とすることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。従いまして議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、4-1 頁、資料 1 の 3 頁から 6 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字中興寺——外 3 筆。個別に申し上げますと、大字中興寺——のほか大字中興寺——、大字中興寺——、大字中興寺——でございます。現況地目は畑、転用面積は合計で 2,416 ㎡でございます。転用計画の用途は植林。申請人は中興寺●●。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は第 2 種農地、区分決定根拠は、小集団の生産力の低い農地。許可根拠規定は、周辺農地に影響なしでございます。都市計画区分は非線引の都市計画区域内で、公共投資はありません。</p> <p>事業内容につきましては、ヒノキを 300 本植えると云うものでございます。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者の同意書が添付されてお</p>
--	--------------------------------------	---

	<p>議長</p> <p>山田委員</p>	<p>ります。</p> <p>頁をめくって頂き 4-1 頁。こちらが航空写真による位置図でございます。申請地につきましては赤く縁取りをしております中央付近。図面の中央付近でございますけれども、ご確認出来ますでしょうか。</p> <p>そして、別冊の資料 1 をご覧頂きまして、3 頁目が現地の写真です。丸 1、丸 2、丸 3、丸 4 と写真に番号を振っておりますが、次の 4 頁目の白黒の図面の方にどのあたりから撮った写真か分かる様に番号を付けさせて頂きました。そして、次の頁、5 頁目が公図でございます。公図をご覧頂きますと、お気づきのことと思いますが、本冊 4-1 頁の位置図と筆の区画形状が若干異なっております。航空写真の位置図は地籍調査の成果が未だ反映できていませんので、公図と差異が生じておりますと云う事をご了承願います。</p> <p>と云う事で、次の資料 1 の 6 頁目に参考と致しまして、航空写真に現在の概ねの筆の区画形状を、図示をさせて頂いております。参考にご覧ください。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>よって、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。それでは引き続き、現地確認委員による調査報告をして頂きます。それでは 11 番山田隆雄委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>はい。それでは報告させて頂きます。まず最初に、本日 12 時半に長谷川会長、土海職務代理、下田委員、山本推進委員、と私と、事務局 2 名の合計 7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>それでは説明をさせて頂きます。本冊の 4-1 の場所はその地図にあります。左側の家が見えますが、中興寺の集落で。そこから松崎こども園の前を歩いて上がった、と云う感じであります。</p> <p>それで、別冊の 3 頁 4 頁 5 頁に写真がありますが、現地は真ん中の緑で囲われた部分が、ここ全体がコの字のすり鉢状の斜面になってまして。真ん中がすり鉢の底で、そこだけ梨を作っております。3 頁の写真には、そこに梨が作っております。周辺は植えずにあって、梨の木を切られて、植林の準備がしてあると云う事で。説明のとおり農振の除外もしてありますし、隣地の耕作者の同意書も取ってあると云う事で、特に植林をされても問題は無いのかなと思いま</p>
--	-----------------------	--

<p>議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>す。以上です。</p> <p>はい。それでは以上で、現地確認委員による報告を終わります。ただ今より議案第 37 号についての質疑を行います。質疑はございますか。</p> <p>どうぞ。質疑、ございましたらどうぞ、挙手の上発言してください。</p> <p>はい。それでは、無い様でございますので、質疑無しと認めます。それでは質疑を終結し、採決を行います。議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全委員が挙手であります。よって議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定を致します。これを鳥取県知事の方へ進達を致します。</p> <p>次に、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁、資料 1 7~12 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字原——、現況地目は畑、面積は 461 m<sup>2</sup>です。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅で、建築面積は 78.25 m<sup>2</sup>。これは権利関係は貸し借りをを行うものですから、借り人は、原●●。貸人は、原●●。契約内容は、30 年の使用貸借でございます。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地、区分決定根拠は 小集団の生産力の低い農地であります。許可根拠規定は集落接続。都市計画区分は区域外でございまして、公共投資はありません。事業内容は進入路として使用する宅地 77 m<sup>2</sup>を含め、全体事業面積は 538 m<sup>2</sup>で、2 台分の駐車場を整備するものでございます。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外でございまして、隣接耕作者はありません。</p> <p>頁をめくって頂き 5-1 が航空写真による位置図です。別冊資料 1 の 7 頁に現地の写真をつけております。赤い縁取りが申請地で、7 頁の左上の写真、青い縁取りにつきましては、その隣のお</p>
--	----------------------------------	---

		<p>家が建っている敷地の一角でございます。そして頁をめくって頂きまして、8頁が公図。9頁目が土地利用計画図です。10頁が断面図、11頁が建物立面図、12頁が上水道と公共下水道の周辺の管路図と云う事でございます。</p> <p>本申請につきましては、建物に降った雨水は隣接する町道の側溝へ排出し、汚水は公共下水道へ排出するものであります。また、申請地の土質は砂質土でありまして、申請地全体の造成は行いません。従いまして、建物以外に降った雨は従前のおり地下浸透となりますので、雨水による土砂が流入する恐れはありません。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>引き続き、現地確認委員による調査報告をお願い致します。それでは17番の山本正義推進委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>先ほど、山田委員の方から言われました、本日12時半から現地確認に、7名で現地確認致しました。行きましたところが、別に隣にも影響が無い様です。水路があつて、別に大雨が降っても別に影響が無い様でありますので、確認してきました。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様でございます。以上で現地確認委員による報告を終わります。</p> <p>それでは、ただ今より議案第38号についての質疑を許します。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>清水委員どうぞ。</p> <p>本冊の5-1を見ても、隣接宅地の一部を進入路として使用すると書いてあるんですけども。この地目変更と云うのはされていますでしょうか。</p> <p>説明してください。</p> <p>はい。本冊5-1の航空写真の位置図をちょっと見て頂きたいんですが。分かり難いかもしれません。まず、申請地は赤で斜線を引いている所が申請地で。進入路として使うのが、その青い縁取りをしている部分になりますけれども。青い縁取り、上の方、緑色に見える所に点々と云う風にしてはいるんですが。そこは隣の土地の続きなんです。宅地なんですよ、元々。ただ、本宅がL</p>
	議長	
	山本正義推進委員	
	議長	
	清水委員	
	議長	
	事務局	

<p>議案第 39 号 非農地の現況証明について</p>	<p>清水委員 議長 清水委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>型擁壁をして地が高くしてあるものですから、段差が出来ておりました。物理的には分断された別々の土地にはなるんですけども。一筆なもので、宅地のままですから、特に転用申請とか地目変更と云う事は一切発生しないと云う事になります。以上です。</p> <p>分かりました。</p> <p>清水委員、良いですか。</p> <p>分かりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。それでは質疑は無しと云う風に認めます。質疑を終結致しまして、これより採決を行います。議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方、挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案どおり決定をして、これを鳥取県知事へ進達を致します。</p> <p>次に議案第 39 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 39 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 頁、資料 1 13 頁)</p> <p>番号 1 申請人は田後●●。土地の所在 大字田後——。地目は台帳畑、現況が雑種地で、面積は 339 m<sup>2</sup>。20 年以上前に埋め立てられ、土木・建築用資材等の保管場所となっていると云う状況であります。</p> <p>頁をめくって頂き、6-1 が航空写真による位置図です。現地の写真は、別冊の資料 1 の 13 頁です。赤く縁取りをしている場所が申請地と云う事になります。</p> <p>(資料は 6-2 と資料 1 の 14 頁)</p> <p>番号 2 申請人は野花●●。土地の所在 大字野花——。地目は台帳畑、現況山林、面積は 3,691 m<sup>2</sup>。こちらは樹園地の栽培管理用モノレールのための土地が使用できなくなったため、耕作できない土地となり、現在に至るものであります。</p>
----------------------------------	---	--



		<p>頁をめくって頂き、6-2 が航空写真による位置図です。図面、下の方に赤く縁取っておりますけれども。図面の上の方、左上の方に見える所が野花の集落でございます。野花の谷筋をずっと行った所の途中と云うものであります。</p> <p>そして現地の写真ですけれども、現地の写真につきましては別冊資料 1 の最後の頁 14 頁で。左上の写真ですね、申請地、赤く、ぐるっと概ねこの辺りと云う事で丸を付けている場所でございます。手前にですね、モノレール、レールが見えるかと思えます。その先に水路がございまして、水路を渡った先が申請地と云う事になります。それから写真 2 枚、下の方に付けておりますけれども。これはちょっと別の所から撮影していますが、土地の境界がハッキリ分からないものですから、赤い線は付けておりません。ざっと見る限りこう云う状況であったと云う事でありませう。本日現地に行ってみますね、長谷川会長のご助言を頂きましたところが、柿が見える所は別の方の用地で。左下の写真で見える柿の木の向こう。竹林がある辺りの所が申請地だと云う事で説明を頂いたところでございました。</p> <p>と云う事で、非農地の案件の説明につきましては以上であります。</p> <p>議長 はい。それでは説明が終わりましたので、引き続き現地確認委員による調査報告をお願い致します。それでは番号 1 の案件を 12 番の下田健一委員より、現地確認の報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>下田委員 報告致します。先ほど説明のありました 7 名の方と一緒に現地確認に参りました。6-1 を見てもらって、赤い印が現場です。その上に見えますのがスーパーマーケットと、その駐車場でございます。資料 1 の 13 頁を見て頂いて。ご覧のとおり 20 年以上前に客土されて、碎石・真砂等資材置場となっております。20 年以上この状態が続いておりますので、農地としての復元は困難で、非農地として認めても問題無いのではないかと思います。以上です。</p> <p>議長 はい。ご苦労様です。続きまして番号 2 番の案件でございますが、11 番の山田隆雄委員より報告をして頂きます。それではお願いします。</p> <p>山田委員 はい。では番号 2 の説明を致します。場所は今さっき言われました野花の集落から、南の谷筋に向かった奥の畑でございます。以前、梨を作っておられた。畑を作っておられた様なんですけども、現在は作っておられません。と云いますのもこのモノレール、使用できなくなって。無いと、急傾斜地みたいな地形なので、それが無いと出荷作業も出来ないし、と思えます。それで、</p>
--	--	---



	<p>議長</p>	<p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表を、ご覧をお願いします。</p> <p>関係戸数は 借り人 38、貸し人 67 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 11 件で 12,216 m<sup>2</sup>、3 年以上 6 年未満が 105 件で 119,672 m<sup>2</sup>、6 年以上 10 年未満が 11 件で 9,798 m<sup>2</sup>、10 年以上が 14 件で 11,794 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 119,520 m<sup>2</sup>、転作田として利用が 6,733 m<sup>2</sup>、樹園地として利用が 15,964 m<sup>2</sup>、普通畑として利用が 11,263 m<sup>2</sup>。利用権設定面積率は 1.209%であります。</p> <p>詳細については次の頁 7-2 から 7-9 までが各筆明細でございます、これから審議を頂きます整理番号 20、21 番は 7-4 頁をご覧頂きます様お願い致します。7-4 頁です。</p> <p>ご覧頂いているとおり 2 件ございまして、それぞれの筆、更新案件でございます。水稻耕作と云う事です。整理番号 20、21 につきまして、総括説明は以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございますか。</p> <p>それでは質疑無し、と云う風に認めます。質疑を終結して、これより採決を行います。議案第 40 号「農用地利用集積計画」の整理番号 20 番 21 番について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 40 号整理番号 20 番 21 番の案件については、原案のとおり決定をされました。</p> <p>それでは河井推進委員、入室をお願い致します。</p> <p>(河井推進委員 着席)</p> <p>はい。それでは審議を続行致します。次に、議案第 40 号整理番号 20,21 番以外の案件を、審議を行います。説明してください。</p> <p>はい。この度は年末と云う事で、更新が多ございます。ほとんどが更新なんですけれども。その内ですね、先ほどの 7-4 頁をご覧頂けますでしょうか。整理番号 18 でございます。</p> <p>整理番号 18。こちらはですね、借り人が、この度新規で就農されました方で。そう云った関係もあると思うんですけども、貸し借りの期間が 1 年。お試しでやってみなさいと云うことじゃなかろうかと思えます。新規で 1 年間と云う契約であります。軌道に乗れば恐らくまた来年、もっと長期の契約と云う事で切り替えられるかと思うんですけども。そう云った内容が含まれてお</p>
	<p>事務局</p>	

	議長	<p>ります。そして段々に、もう作れないと云う事で、誰か耕作者は無いかと云う事も出て参りました。色々ですけれども。一番最後の 7-9 には、中間管理の新規のものが出て来ております。こちらの方が、もう作れなくなったので誰か作ってほしいと云う様なことで、新規に出て来ると云う目立ったもの、と云う事になります。</p> <p>と云う事で、以上「農用地利用集積計画」につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりました。各筆明細をご覧頂きます。この度は結構申請が多ございます。少し時間を取りたいと云う風に思いますので、よくよくご覧頂きまして質疑がございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。</p> <p>皆さんの方から質疑はございますか。質疑のある方、挙手を持って発言してください。</p> <p>土海職務代理、どうぞ発言してください。</p>
	土海職務代理 議長 事務局	<p>7-5 の 32 番、10 アール当たり貸し賃が 25,062 円ですか。</p> <p>はい。それではこの 25,062 円の詳しいところ、お話をしてください。</p> <p>議案の 7-5 頁の整理番号 32 の案件です。果樹、樹園地と云う事で、面積が 399 m<sup>2</sup>の土地を借りられて。これ、賃貸借で借りられる。それで、10 アールあたりにそれを換算すると 25,062 円になる。10 アールあたりに換算すると。だから実質払うのは 399 m<sup>2</sup>なので 10,000 円。払うのは 10,000 円。ただ、表記の方法が 10 アールあたりは幾らになるかと云うことを書く様になってるものですから、払う金額ではない金額が載ってくると云う事になります。逆に 1,000 m<sup>2</sup>以上の土地を借りると云う事になったらまた、分かり易いんですけども。たまたま 10 アールより少ない面積で借りることになってるものですから、金額が何か飛び抜けて高い様な気になってしまうと。</p>
	土海職務代理 事務局 議長 事務局	<p>はい。分かりました。</p> <p>宜しく申し上げます。</p> <p>この土地は付加価値が付いてるか。何か。</p> <p>金額設定の話は、どうやって決められたかと云う事は伺ってないんですけども、ここの畑を借りるのに、じゃあ年額 10,000 円払うから貸してくれと云う、そう云ういたって単純な話ではなかったかと思うので。</p>

議案第 41 号 令和 3 年農業労働賃金等標準額の決定について	議長	<p>まあしっかり、双方の合意が出来ていれば良いですけども。値段がちょっとなんだか。</p> <p>はい。じゃあ、これはそれで終わりとして。その他に質疑はございますか。どうぞ、この度は結構、番号が結構ございますので。</p> <p>はい。それでは質疑無しと認めます。質疑を終結し、これより採決を行います。議案第 40 号「農用地利用集積計画」の整理番号 20,21 以外の件について原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>それでは、全員が挙手であります。よって議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定を致しました。</p>
	(議長)	次に議案第 41 号「令和 3 年農業労働賃金等標準額の決定について」を議題と致します。それでは説明してください。
	事務局	<p>議案第 41 号「令和 3 年農業労働賃金等標準額の決定について」を説明します。次のとおり、令和 3 年農業労働賃金等標準額の決定について、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は、8-1,8-2 頁と別添資料)</p> <p>頁をめくって頂き 8-1 頁をご覧ください。標準額の案でございます。この案につきましては、農協湯梨浜営農センターの方へ問い合わせを掛けまして、その回答に基づき作成しておりますけれども、昨年と比べて変更のあった金額の欄を黄色に着色しております。それから、次の頁 8-2 には令和 2 年の金額との比較表をつけておりますので、幾ら高くなったかと云うのがご確認頂けるかと思えます。と云う事で、見て頂けますでしょうか。湯梨浜町の農業労働賃金等標準額につきましては、暦年で決定をしておりますので、農業委員会の方で決定を致しましたら、表の金額の適用は、年を超えて 1 月 1 日からが適用になると云う事でご承知を頂きたいと思えます。よろしくをお願いします。説明は以上であります。</p>
	議長	はい。それでは、ちょっと私の方から。ここには別添の資料があるけども。これは、この説明は何時。
	事務局 議長 事務局	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。説明してください。</p> <p>この別添の資料、この標準額の料金の改定に伴って、元となる考え方と云うのについて横川委</p>

	<p>議長 横川委員 蔵本委員 議長  徳岡推進委員  議長  蔵本委員  議長 徳岡推進委員 議長  河井推進委員</p>	<p>員がですね、審議に加わっておられて。説明をされたいと云う事で、お申し出を頂いております。お手元に配布の資料は横川委員の方が用意をしてくださいましたので、これからマイクを廻したいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>それでは横川委員、補足説明をお願い致します。</p> <p>補足説明(農協作業部会における令和3年の農作業受託料金の協議について、その経過を報告) 横川委員の補足説明(協議過程の補足を報告)</p> <p>はい。ご苦勞様でした。補足説明が終わりましたが、質問がありましたらどうぞ。 徳岡推進委員、どうぞ。</p> <p>この標準額なんですけども、何年ぶりの料金改定になるんですか。例えば田んぼの荒起こしとか、ずーっと7,200円で来てたと思うんですが。今回7,400円になるって云うのは何年振りかと云うのは分かりませんか。</p> <p>分かる人あります。まあ、調べればわかるけど、資料が手元にはない。</p> <p>はい。蔵本委員、説明を。</p> <p>耕耘事業は、湯梨浜の場合は上げてても100円ずつ上げて。差がある所だけ上げて来てますし。それから去年コンバイン事業で、フレコンで事故があった関係で、値段をフレコンの使用料とか、そう云う所を上げたりとか。大きくは、消費税が上がった時に上げたりもありますけど、今回の10%になる時は上げてなかったと云う事で今回2%上げるからと云う事で。そこまでしか上げられないかなと云うところで、これを出したところです。</p> <p>良いですか。</p> <p>分かりました。</p> <p>あの、本日審議しておりますのは、水田作協議会の方から提案をして頂いたと云う事で。まさに受託側のご意見と云う事で。こう云った賃金はですね、やはり、お支払いをされる方と、それから作業を受ける方との、双方の合意を見ると云うのが、一つの目安になるのではないかなと。それをやはり農業委員会の会議の場でですね、皆さんで審議を頂いて。そして、これで妥当であろうと云う風な事であれば、この案に従って決定をしたいと云う風に思いますが。そう云った事を含めながら、色々とお尋ねがございましたら、どうですか。よろしいですか。</p> <p>補足ですけども、良いですか。</p>
--	--	---

5 その他	<p>議長 河井推進委員 議長 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>どうぞ。河井推進委員どうぞ。</p> <p>この賃金表を決める時もね、もちろん作業をされる人と、それから生産者の代表でね。各農事の組合長さんが出ておられましたのでね、代表として。だから両方とで考えて決めてあると。そう言う事でしたね。</p> <p>はい。と云う風な河井推進委員からの補足説明がございました。</p> <p>それでは皆さんの方からの質疑も尽きた様でございますので、質疑はこれを持って終結をしたいと思います。よろしゅうございますか。</p> <p>じゃあ、ご異議無い様でございますので、質疑はこれで終結を致します。それでは採決を行います。議案第 41 号「令和 3 年農業労働賃金等標準額の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 41 号「令和 3 年農業労働賃金等標準額の決定について」は、原案のとおり決定をされました。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>続きまして、その他でございます。(1) 番、1 月定例総会の予定について。それでは説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 月定例総会の予定について 1 月 8 日 (金) 午後 2 時 から</li> <li>○ 12 月農家相談会の日程について 12 月 17 日 (木) 午前 9 時 ~ 正午 担当： 谷岡貞幸 委員、山本美代子 委員、河井勝重 推進委員</li> <li>○ 人・農地プランの地区座談会について 方地 12 月 11 日 (金) 午前 9 時 00 分 ~ 白石 12 月 13 日 (日) 午後 1 時 00 分 ~</li> <li>○ 令和 2 年農地賃借料情報について</li> <li>○ 総会終了後に研修 農業委員会特別研修会 第一部 映像視聴</li> </ul>
-------	---	--

6 閉会

議長

以上を持ちまして、令和 2 年度第 9 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうも  
ご苦労様でした。

(閉会 午後 3 時 4 0 分)